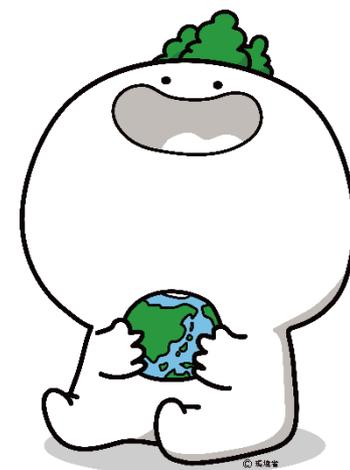




地域生物多様性増進法の施行と自然共生サイト

環境省 中国四国地方環境事務所
生物多様性保全企画官 秀田 智彦
(地域生物多様性増進室長)



昆明・モンリオール生物多様性枠組の構造

2050年ビジョン

自然と共生する世界

2050年ゴール

A

- 生態系の健全性、連結性、レジリエンスの維持・強化・回復。自然生態系の面積増加
- 人による絶滅の阻止、絶滅率とリスクの削減。在来野生種の個体数の増加
- 遺伝的多様性の維持、適応能力の保護

B

生物多様性が持続可能に利用され、自然の寄与（NCP）が評価・維持・強化

C

遺伝資源、デジタル配列情報（DSI）、遺伝資源に関連する伝統的知識の利用による利益の公正かつ衡平な配分と2050年までの大幅な増加により、生物多様性保全と持続可能な利用に貢献

D

年間7,000億ドルの生物多様性の資金ギャップを徐々に縮小し、枠組実施のための十分な実施手段を確保

2030年ミッション

自然を回復軌道に乗せるために生物多様性の損失を止め反転させるための緊急の行動をとる

2030年ターゲット

(1) 生物多様性への脅威を減らす

- すべての地域を参加型・統合的で生物多様性に配慮した空間計画下及び/又は効果的な管理プロセス下に置く
- 劣化した生態系の30%の地域を効果的な回復下に置く
- 陸と海のそれぞれ少なくとも30%を保護地域及びOECDにより保全 **(30 by 30目標)**
- 絶滅リスクを大幅に減らすために緊急の管理行動を確保、人間と野生生物との軋轢を最小化
- 乱獲を防止するなど、野生種の利用等が持続的かつ安全、合法的なものにする
- 侵略的外来種の導入率及び定着率を50%以上削減
- 環境中に流出する過剰な栄養素の半減、農業及び有害性の高い化学物質による全体的なリスクの半減、プラスチック汚染の防止・削減
- 自然を活用した解決策/生態系を活用したアプローチ等を通じた、気候変動による生物多様性への影響の最小化

(2) 人々のニーズを満たす

- 野生種の管理と利用を持続可能なものとし、人々に社会的、経済的、環境的な恩恵をもたらす
- 農業、養殖業、漁業、林業地域が持続的に管理され、生産システムの強靱性及び長期的な効率性と生産性、並びに食料安全保障に貢献
- 自然を活用した解決策/生態系を活用したアプローチを通じた、自然の寄与(NCP)の回復、維持、強化
- 都市部における緑地・親水空間の面積、質、アクセス便益の増加、及び生物多様性を配慮した都市計画の確保
- 遺伝資源及びデジタル配列情報(DSI)に係る利益配分の措置をとり、アクセスと利益配分(ABS)に関する文書に従った利益配分の大幅な増加を促進

(3) ツールと解決策

- 生物多様性の多様な価値を、政策・方針、規制、計画、開発プロセス、貧困撲滅戦略、戦略的環境アセスメント、環境インパクトアセスメント及び必要に応じ国民動員に統合することを確保
- 事業者（ビジネス）が、特に大企業や金融機関等は確実に、生物多様性に係るリスク、生物多様性への依存や影響を評価・開示し、持続可能な消費のために必要な情報を提供するための措置を講じる
- 適切な情報により持続可能な消費の選択を可能とし、食料廃棄の半減、過剰消費の大幅な削減、廃棄物発生的大幅削減等を通じて、グローバルフットプリントを削減
- バイオセーフティのための措置、バイオテクノロジーの取り扱いおよびその利益配分のための措置を確立
- 生物多様性に有害なインセンティブ（補助金等）の特定、及びその廃止又は改革を行い、少なくとも年間5,000億ドルを削減するとともに、生物多様性に有益なインセンティブを拡大
- あらゆる資金源から年間2,000億ドル動員、先進国から途上国への国際資金は2025年までに年間200億ドル、2030年までに年間300億ドルまで増加
- 能力構築及び開発並びに技術へのアクセス及び技術移転を強化
- 最良の利用可能なデータ、情報及び知識を、意思決定者、実務家及び一般の人々が利用できるようにする
- 女性及び女兒、こども及び若者、障害者、先住民及び地域社会の生物多様性に関連する意思決定への参画を確保
- 女性及び女兒の土地及び自然資源に関する権利とあらゆるレベルで参画を認めることを含めたジェンダーに対応したアプローチを通じ、ジェンダー平等を確保

実施支援メカニズム及び実現条件／責任と透明性（レビューメカニズム）／広報・教育・啓発・取り込み

30by30目標とは

サーティー バイ サーティー

30 by 30

2030年までに陸と海の30%以上を「保護地域」と「OECM」により保全する新たな世界目標



30by30が重要と指摘する国内外の研究報告

- 世界の陸生哺乳類種の多くを守るために、既存の保護地域を総面積の**33.8%**まで拡大が必要
- 日本の保護地域を**30%**まで効果的に拡大すると生物の絶滅リスクが**3割減少**する見込み

など

健全な生態系の回復、豊かな恵みを取り戻す

様々な効果

- 気候変動：緩和、適応に貢献
- 災害に強く恵み豊かな自然：
国土の安全保障の基盤

日本の現状は (2025年8月時点)
陸域**21.0%**、海域**13.3%**

花粉媒介者：国内で年**3300億円**の実り
森林の栄養：河川を通して海の生産性を向上
観光や交流人口の増加などの**地域づくり**

「OECM」

2010年に日本で生まれた
新しい自然を守る方法です

【保護地域以外】で、
生物多様性保全に資する地域

Other Effective area-based Conservation Measures

- 「民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域」を保護地域内外問わず「**自然共生サイト**」に認定。
- 「自然共生サイト」に認定された区域のうち、**保護地域との重複を除いた区域**を「**OECEM**」として登録。

自然共生サイト

民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域
(申請主体：企業、団体・個人、自治体)

申請

自然共生サイト
認定

審査 (認定主体：環境省)

「自然共生サイト」のうち、保護地域との重複を除外した区域

OECEMとして国際データベースに登録

「自然共生サイト」の認定基準

1. 境界・名称に関する基準
2. ガバナンスに関する基準
3. 生物多様性の価値に関する基準
4. 活動による保全効果に関する基準



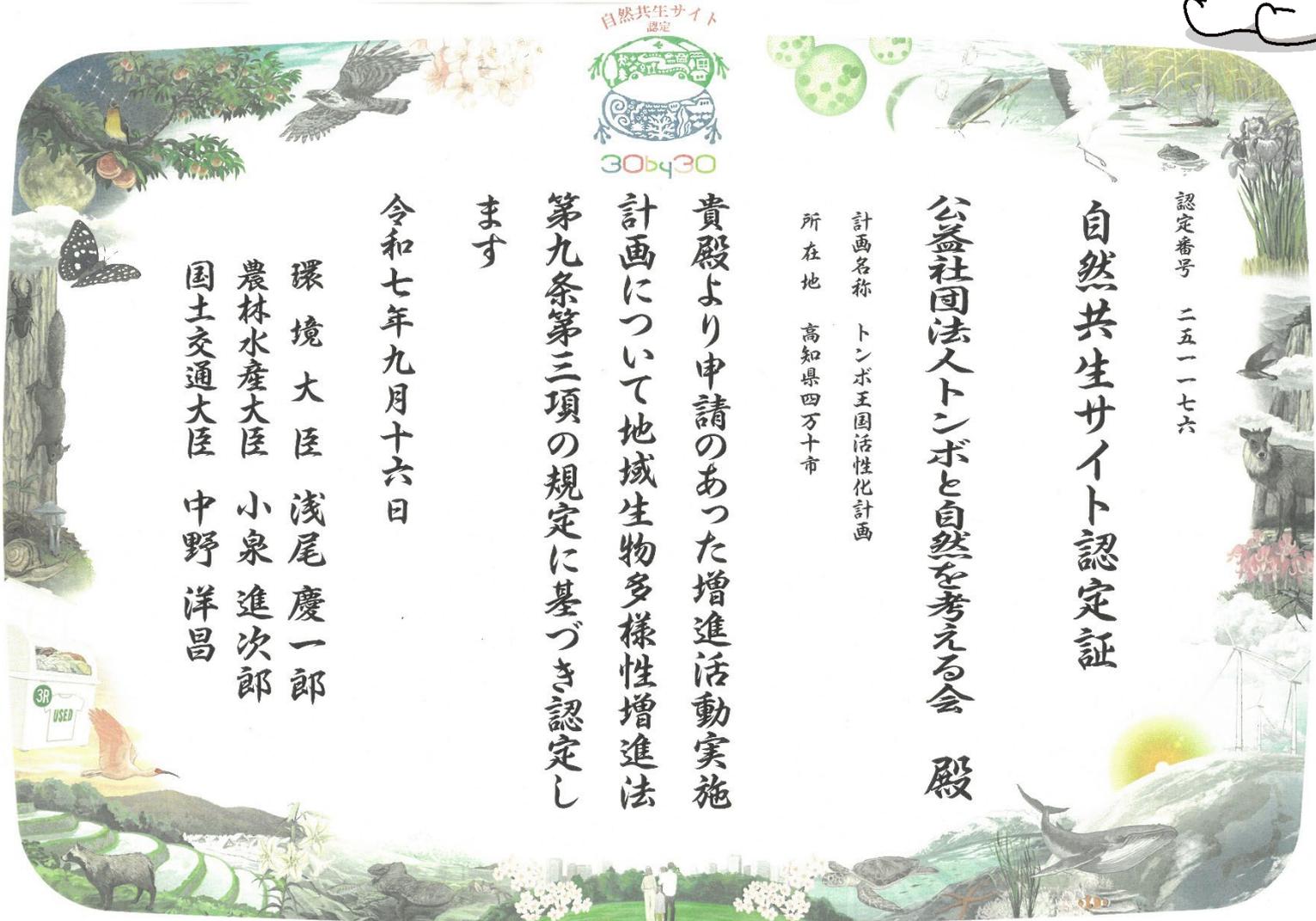
「生物多様性の価値に関する基準」の具体的内容

以下のいずれかの価値を有すること

- | | |
|----|---|
| 場 | (1) 公的機関等に 生物多様性保全上の重要性 が既に認められている場 |
| | (2) 原始的 な自然生態系が存する場 |
| | (3) 里地里山といった 二次的 な自然環境に特徴的な生態系が存する場 |
| | (4) 生態系サービス を提供する場であって、在来種を中心とした多様な動植物種からなる健全な生態系が存する場 |
| | (5) 伝統工芸や伝統行事といった 地域の伝統文化 のために活用されている自然資源の場 |
| 種 | (6) 希少な動植物種 が生息生育している場又は生息生育している可能性が高い場 |
| | (7) 分布が限定 されている、 特異な環境 へ依存するなど、その生態に特殊性のある種が生息生育している場又は生息生育の可能性が高い場 |
| 機能 | (8) 越冬、休息、繁殖、採餌、移動（渡り）など、 動物の生活史 にとって重要な場 |
| | (9) 既存の保護地域又は認定区域に隣接する若しくはそれらを接続するなど、 緩衝機能や連結性 を高める機能を有する場 |



448か所（国土の0.262%）



認定番号 二五一一七六

自然共生サイト認定証

公益社団法人トシボと自然を考える会 殿

計画名称 トシボ王国活性化計画

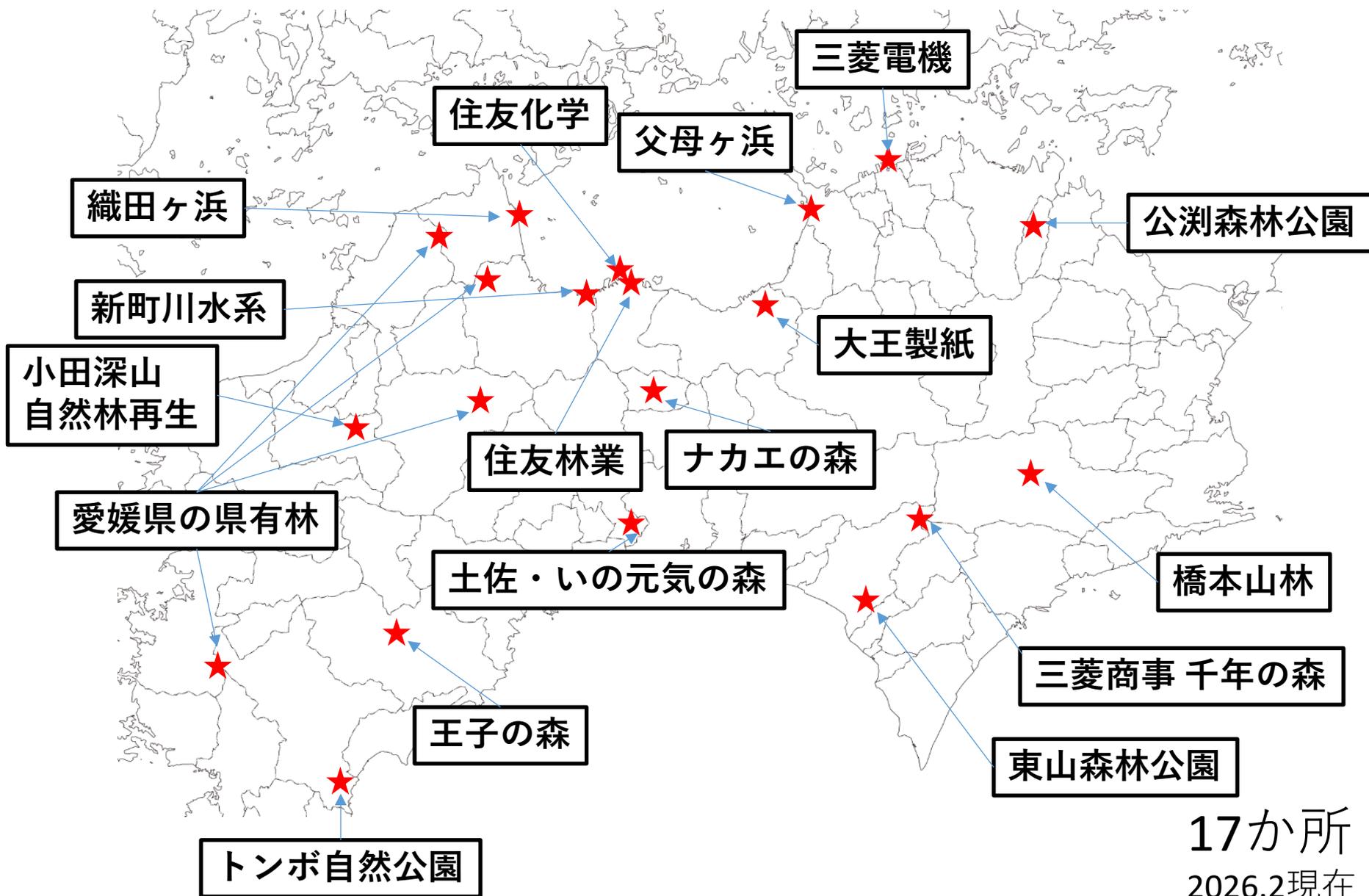
所在地 高知県四万十市

貴殿より申請のあった増進活動実施
計画について地域生物多様性増進法
第九条第三項の規定に基づき認定し
ます

令和七年九月十六日

環境大臣 浅尾慶一郎
農林水産大臣 小泉進次郎
国土交通大臣 中野 洋昌

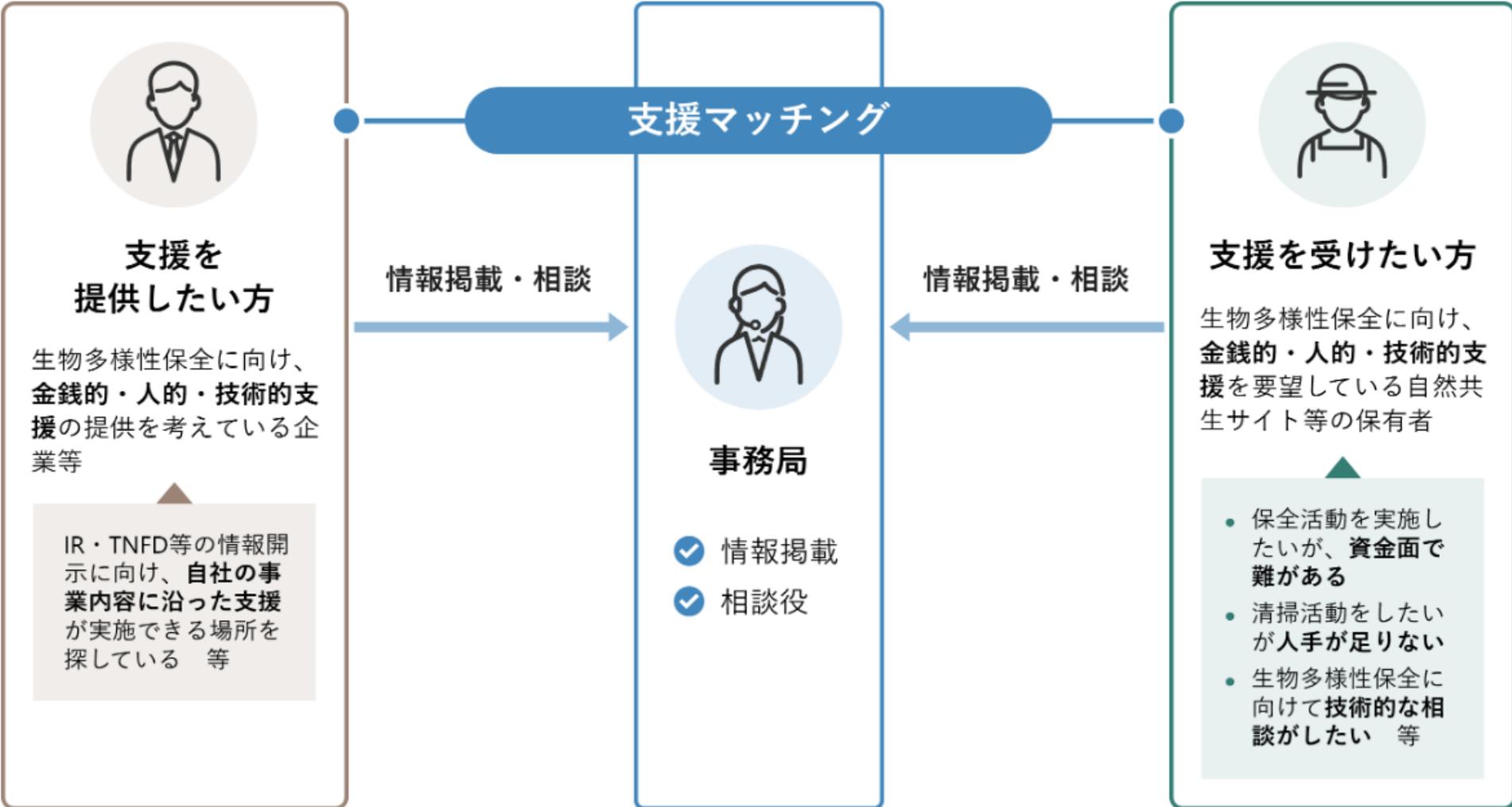
四国地方の自然共生サイト



17か所
2026.2現在

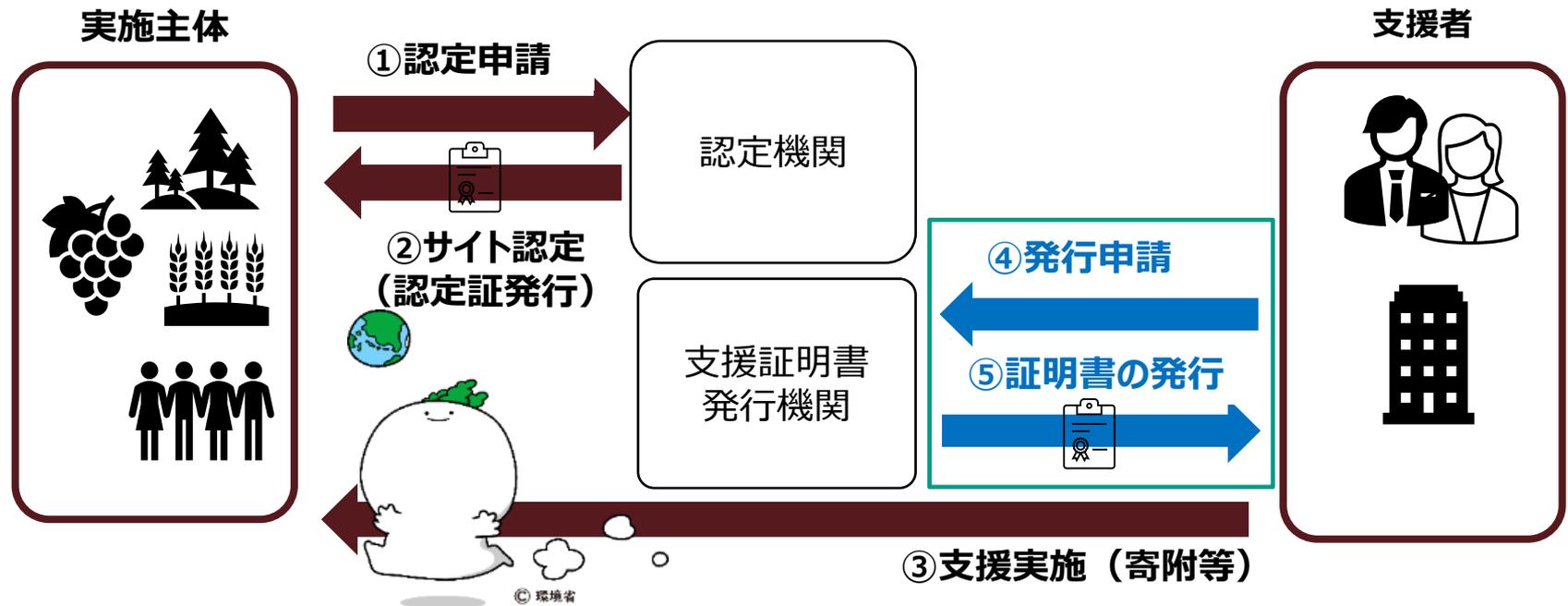
- サイトの区域、所有・管理体制、生物多様性の価値・維持計画等が、確かなものとして（R7以降は法律に基づいて）**公的に認められる**ことで、企業等が**安心して支援**することができる。
- 支援されたいサイトと支援したい者の**マッチング**の場を利用できる。
- 支援する企業等には「**支援証明書**」が発行され、支援内容によっては**TNFDへの活用**も可能なため、企業等の**支援意欲が高まる**。

自然共生サイト支援マッチングサイト



自然共生サイトに支援した際の“支援証明書”

- 自然共生サイト等に人的・物的・技術的・金銭的いずれかの支援を行った者に“支援証明書”を発行。
- 令和7年度から本格発行。支援証明書をTNFDやIR等の投資家向け情報開示に活用可能。6年度にはマッチングイベントも開催。



- 登録された支援**専門家とのマッチング**が可能（モニタリング計画作成支援等）
- 環境省の「**生物多様性保全推進交付金**」の**対象**（原則2～3年）となる（認定希望サイトの活動計画作成、認定サイトのモニタリング手法改善、等々）。
- **自治体**（鳥取県は認定希望サイトも）、**企業**（ドコモ等）、**民間団体**等による独自の**支援事業の対象**となる。
- 令和7年4月以降は、**新法施行**によるメリットも。

地域生物多様性増進活動計画（自然共生サイト）の**認定を目指す相談者と**、申請の過程で必要と想定される専門的な知識を持つ**有識者を、マッチング**する制度。相談者からの相談内容に応じて、事務局（ERCA）及び環境省が適切な知見を持った有識者にマッチング。※**認定済み自然共生サイトの申請者等も利用可能。**



相談者

- 地域生物多様性増進活動計画（自然共生サイト）に申請するため生物調査を行いたいが、自分たちの活動に合う調査手法がわからない。
- 所有地にて動植物をよく見かけるが、それらの種の同定ができない。生物に詳しい有識者との繋がりが無い。



事務局
(ERCA※)

- 各種相談窓口



環境省
(地方環境事務所)

- 相談への回答
- 有識者への相談・調整

※ 独立行政法人環境再生保全機構

- 事務局・環境省で対応可能な相談内容か。
- 相談者のニーズにマッチする有識者はどなたか。



有識者

- 専門的な知識があり、生物多様性保全の推進へ貢献がしたい。
- 自身の研究のフィールドを探している。 等

マッチング



生物多様性保全推進支援事業（交付金）事業メニュー

概要

地域における生物多様性の保全再生に資する活動等（ソフト事業）に対し、必要な経費の一部を交付。

<赤枠部：自然共生サイトに関するサポートメニュー>

対象事業	交付対象となる事業内容	交付対象事業者	交付率・交付額	事業期間
(1) 生物多様性増進活動基盤整備	① 増進活動実施計画及び連携増進活動実施計画の作成等の取組 ② 地域生物多様性増進活動支援センターの設置又は運営に係る体制構築並びに同センターが実施する取組	① 地方公共団体、NPO法人、法人格を有する民間団体(企業や大学等含む)、法人格を有しない団体で自然環境局長が特に必要と認める者等 ② 支援センターの設置者/管理者又は設置を予定している地方公共団体	事業費の1/2以内	原則2年以内 (最長3年)
(2) 生物多様性増進活動実施強化	増進活動実施計画及び連携増進活動実施計画の計画区域又は自然共生サイトにおける管理手法の改善や生物調査等の活動内容の向上のための取組	地域生物多様性増進法に基づく増進活動実施計画又は連携増進活動実施計画の活動主体及びこれに類する者	定額 1件あたり150万円まで ※ 生物多様性維持協定を締結している場合は上限250万円	原則2年以内
(3) 重要生物多様性保護地域等保全再生	国立公園、国定公園、自然環境保全地域、国指定鳥獣保護区、ラムサール条約湿地、世界自然遺産、ユネスコBR、自然再生事業実施計画区域内における生息環境の保全再生（令和6年度までに採択された継続事業のうち、自然共生サイト内における事業を含む）	地域生物多様性協議会（地方公共団体等とその他の主体で構成）	事業費の1/2以内	原則2年以内 (最長3年)
(4) 国内希少野生動植物種生息域外保全	国内希少野生動植物種を対象とした、種の保存に資する飼育・繁殖・野生復帰の取組	動物園、植物園、水族館、昆虫館又はこれらに類する施設の、法人格を有する設置者・管理者	定額 1種あたり200万円まで	原則3年以内
(5) 国内希少野生動植物種生息域内保全	国内希少野生動植物種を対象とした生息環境改善のほか、これに付随する分布状況調査・保全計画策定等の取組	地方公共団体、NPO法人、法人格を有する民間団体(企業や大学等含む)、法人格を有しない団体で自然環境局長が特に必要と認める者等	定額 1件につき150万円まで ※ 保全計画策定を含む場合は初年度に限り上限250万円	原則3年以内
(6) 里山未来拠点形成支援	重要里地里山、都道府県立自然公園、都道府県指定鳥獣保護区、自然共生サイト、生物多様性増進活動計画区域等の生物多様性保全上重要な地域における環境的課題と社会経済的課題を統合的に解決しようとする活動	里山未来拠点協議会（地方公共団体等とその他の主体で構成）	事業費の1/2以内 ※ 令和6年度までに採択された継続事業のうち、他のモデルケースになるものに限り3/4以内	原則2年以内 (最長3年)

※ 詳細な事業概要、交付要綱、実施要領、Q&A、採択実績等は下記のウェブサイトからご覧いただけます。

<https://www.env.go.jp/nature/biodic/hozen/index.html>

地域生物多様性増進法

(地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律)

- 令和7年4月施行
- 認定対象が「場」から「**活動計画**」へ (増進活動実施計画)
- 生物多様性の価値を維持する活動のほかに、**回復・創出**する活動も対象へ
- **市町村**は、多様な活動主体を**まとめて申請可能** (連携増進活動実施計画)
- その場合、**市町村**は、土地所有者との**協定締結が可能** (**所有者が変わっても有効**)
- 認定を受けると、活動にかかる法手続きが一部簡略化
- 既認定サイトは、簡単な事務手続きで、順次新制度に移行

申請の種類について

活動の種類

<生物多様性を維持する活動（維持タイプ）>

既に良好な生物多様性が存在する場を維持する活動。

→生物多様性に係る価値、活動内容等を審査

<生物多様性を回復する活動（回復タイプ）>

過去に生物多様性が豊かであったが、その多様性が損失した場又は損失が進行している場において、その多様性を回復する活動。

→活動内容等を審査

<生物多様性を創出する活動（創出タイプ）>

現在、生物多様性を欠いている場において、その地域に在来の動植物が生息・生育することができるような自然環境等を整備することにより、生物多様性を創出する活動。

→活動内容等を審査

<生物多様性維持協定> (第22条～第26条関係)

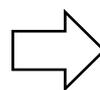
- **認定連携市町村は、認定連携増進活動実施計画の実施のため必要があると認めるときは、認定連携活動実施者及びその認定連携増進活動実施計画に係る区域（海域を除き、生物の多様性が維持されている区域に限る。）内の土地の所有者等と協定を締結して、当該土地の区域内の連携地域生物多様性増進活動を行うことができるものとする。**
- 生物多様性維持協定は、協定区域内の土地の所有者等の全員の合意を得なければならない。
- 認定連携市町村による公告のあった協定は、その公告のあった後において協定区域内の土地の所有者等となった者 **(相続人等) に対しても、その効力がある**ものとする。

⇒ **土地の所有者等の協力が活動の継続に不可欠であることを踏まえ、市町村が作成した「連携計画」に基づき、長期安定的に活動を実施するための協定制度を設ける。**



認定計画に係る法律上の特例

<法律上の特例措置> (第15条～第22条関係)



認定により、自然公園法等の
手続をワンストップ化・簡素化

①保護地域等における行為規制等の特例

法律	対象地域	特例の対象とする行為の例
自然公園法	国立公園及び国定公園	・木竹の伐採（木竹の本数の調整、整枝等） ・工作物の新築（自動撮影カメラや赤外線センサーその他の動植物の生育・生息状況をモニタリングするために必要な小規模な機器又は防鹿柵等）等
自然環境保全法	自然環境保全地域	
種の保存法	生息地等保護区の管理地区	
鳥獣保護管理法	鳥獣保護区の特別保護地区	
都市緑地法	緑地保全地域及び特別緑地保全地区	
森林法	地域森林計画対象民有林	・伐採等の届出

②関連法令の認定みなし

対象制度	対象制度の概要
特定外来生物の防除 (外来生物法)	民間等による特定外来生物を計画的に防除する計画について、環境大臣等の認定を受けることにより、特定外来生物法及び鳥獣保護管理法の規制の一部が不要となる。
生態系維持回復事業 (自然公園法、自然環境保全法)	民間等による国立公園等におけるシカ対策等の事業について、環境大臣等の認定を受けることにより、国立公園等における許可等が包括的に不要となる。
保護増殖事業 (種の保存法)	民間等による国内希少動物種の保護等の事業について、環境大臣の認定を受けることにより、種の保存法による規制が包括的に不要となる。

地域生物多様性増進法のキーワード

● 生物多様性の増進

- ・ 生物多様性の**維持・回復・創出**

● 地域生物多様性増進活動

- ・ 里地里山等**人為的に形成された**生態系の維持・回復
- ・ **在来生物**の生息・生育地の保護・整備
- ・ 外来生物の防除、鳥獣の管理、等

● 連携地域生物多様性増進活動

- ・ **市町村**と地域における多様な主体が有機的に連携して実施

● 生物多様性維持協定

- ・ **認定連携市町村**は、土地所有者等と協定締結可能
- ・ 協定で定めた有効期間内は、**土地所有者が変わっても有効**

地域生物多様性増進法の構成

●第1章 総則

- ・目的、定義、基本理念、国・地方公共団体の責務、事業者・国民の努力

●第2章 基本方針

- ・基本方針に定める事項、留意事項、作成手続き、等

●第3章 地域生物多様性増進活動の促進等の措置

○第1節 認定増進活動実施計画等

- ・増進活動実施計画の認定・変更、連携増進活動実施計画の認定・変更、連携増進活動協議会、認定等に関する事務（環境再生保全機構ERCA）、関係法の特例措置

○第2節 生物多様性維持協定

- ・生物多様性維持協定の締結・縦覧・公告・変更・効力

○第3節 その他の措置

- ・重要な土地の取得促進、地域生物多様性増進活動支援センター

●第4章 雑則

- ・関連施策との連携、科学的知見充実のための措置、国際協力の推進、事業者・国民の理解の増進、関係行政機関等の協力、活動報告の徴収、主務大臣（環境省、農水省、国交省）

●第5章 罰則

- ・活動報告拒絶・虚偽報告に対する罰則

●附則

- ・地域連携生物多様性保全活動促進法の廃止・経過措置

審査・認定フロー

**地方環境事務所も
相談に乗ります！**

申請準備～申請

事前相談対応

申請受付

申請書チェック
基準を満たした内容なら受領

予備審査

審査調書の作成
各省に情報共有

有識者による審査

・認定等に関する意見伺い
・書面審査、委員会審査

省庁審査

3省で審査・決裁

認定

3省連名で認定

ERCA

委員

環境省
国交省
農水省

6
〜
7
か月

2026年度のスケジュール（仮）



	第1回	第2回	第3回
申請受付締切	1月31日	5月30日	9月30日
省庁へ共有	2月中旬	6月中旬	10月中旬
省庁チェック	2月末	6月末	10月末
認定審査委員会	4月前後	8月前後	12月前後
認定	6月末	10月末	2月末

※現時点案です。細かいスケジュールは調整があるかもしれません。

市民、事業者、自治体等の多様な主体による取組を後押しすることにより、30by30達成への寄与に止まらず、国民全体が生物多様性保全を自分事として意識し行動することで構築される「自然共生社会」の実現に向けた機運を醸成する。

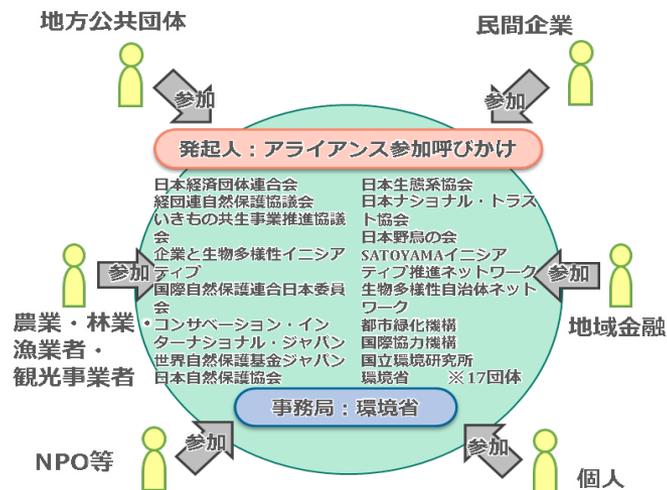


© 環境省

生物多様性のための30by30アライアンス

30by30をみんなで進めていくための有志連合

- 環境省を含めた産民官17団体を発起人とする「**生物多様性のための30by30アライアンス**」を2022年4月に発足。企業、自治体、NPO法人等、計1,190者が参加（2025年12月9日現在）
- 自らの所有地や所管地内のOECEM登録や保護地域の拡大を目指す／そうした取組を応援するなど、**30by30の実現に向けた行動をとる仲間たちの集まり**。
 （自治体：島根県、徳島県、鳥取県、愛媛県、山口県、香川県、岡山市、廿日市市、日野町、宇部市、西条市など 90団体）
 （企業：トヨタ、イオン、パナソニックなど 574団体）



参加方法とその効果

- 参加希望者は、自ら行おうとする取組を事務局に登録（※随時受付）
- 参加による効果は以下のとおり。

- 参加者をWebサイト上に掲載し、その取組を発信
- 自然共生サイトの申請を支援
- ロゴマークを使って取組をPR 等



30by30アライアンスサイト

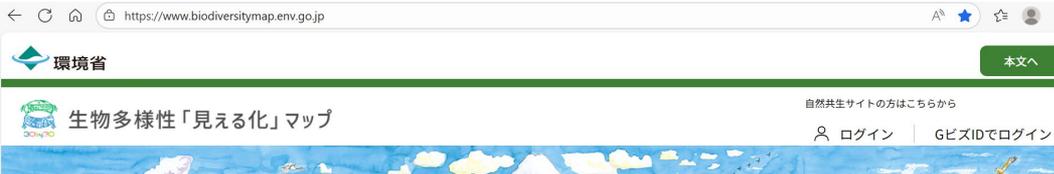
- ・ 参加者一覧を掲載
- ・ 自らの取組を掲載可能
- ・ 将来的にはマッチング機能も検討



30by30アライアンスロゴ

モチーフとしてカエルを採用し、その中に森や海といった自然やそこに住むいきもの、さらには都市や舟など人々の生業を配置。カエルの体部分（上部）は森林など陸域をイメージした緑基調の和紙、顔の部分（下段）は、海や川など水域をイメージした青基調の和紙で表現。

生物多様性「見える化」マップ（試行中）



国際目標であるネイチャーポジティブ*の実現・30by30目標*の達成に向けては、地域の守り・育てたい自然を保全することが重要です。気になる地域を確認してみましょう。

*ネイチャーポジティブ 2030年までに自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させること

*30by30目標 2030年までに陸と海の30%以上を保全する目標



生物多様性情報を見る

保護地域、自然共生サイト、生物多様性保全上効果的な場所等を確認できます。

詳しく見る >



自治体毎の保全状況・目標を見る

自治体における保全状況や、目標などを確認できます。

詳しく見る >



生物分布・生物種リストを見る

生物分布を検索したり、地域の生物種リストを確認できます。

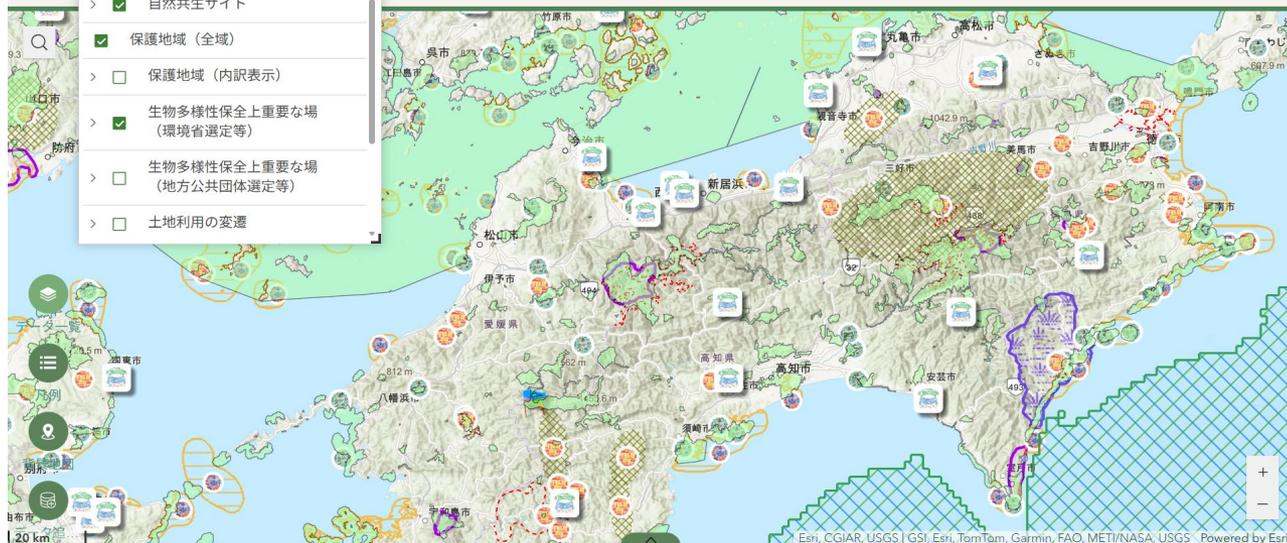
準備中

https://biodiversitymap.env.go.jp/portal/apps/



生物 データ一覧

- 自然共生サイト
- 保護地域（全域）
- 保護地域（内訳表示）
- 生物多様性保全上重要な場（環境省選定等）
- 生物多様性保全上重要な場（地方公共団体選定等）
- 土地利用の変遷





環境省30by30ウェブサイト (OECM、自然共生サイト等)

<https://policies.env.go.jp/nature/biodiversity/30by30alliance/>

環境省30by30

検索 🔍